

◆ 弔慰金と相続税

Q : 夫の死亡に伴い、勤務していた会社から死亡退職金とともに弔慰金をもらいました。この弔慰金についても相続税が課税されるのでしょうか。

A : 実質的に退職手当金に該当するものは課税の対象になります。

【解説】

被相続人の死亡によって支給される弔慰金については、花輪代、葬祭料等と同様に遺族に対して支給されるものですから、原則として相続税の課税の対象とはされません。

ただし、「弔慰金」となるか「退職手当金」となるかどうかの判定は、支給された名目のいかんにかかわらず、あくまで実質によって判断することとされています。この場合の判定に当たっては、退職給与規定などの定めに基づくこととなりますが、その定めがないときは、亡くなった人の地位、功労等を考慮の上、他の同等の企業の同等の地位にある人の受ける額を勘案して判定します。

弔慰金、花輪代、葬祭料などの名目で支給された金品は、まず、前述の退職手当金の実質判定をし、更に、次のそれぞれの金額を超える部分が、退職手当金に該当するものとして取り扱われます。ここで弔慰金とされた金額は非課税となります。

(1) 業務上の死亡の場合

死亡当時の普通給与の3年分に相当する額

(2) 業務外の死亡の場合

死亡当時の普通給与の半年分に相当する額

